

## 大磯町行政手続条例の一部を改正する条例

大磯町行政手続条例（平成10年大磯町条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第29条～第35条）」を

「第4章 行政指導（第29条～第35条）」

第4章の2 処分等の求め（第35条の2）」に改める。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条第1項第1号中「執行機関」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）」を加え、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「同法」に改め、同項第2号中「（地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される町の執行機関をいう。以下同じ。）」を削り、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「第31条」の次に「及び第32条第2項」を加える。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第12条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項及び第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「前条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第21条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第22条第2項中「に規定する陳述書」を「の陳述書」に改める。

第24条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第27条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第32条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第33条の次に次の1項を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第33条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する町長等又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該町長等又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(大磯町町税条例の一部改正)
- 2 大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第45条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。  
(大磯町国民健康保険税条例の一部改正)
- 3 大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第25条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄